

平成29年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年3月6日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年3月6日(月) 午前 8時56分
散 会 日 時	平成29年3月6日(月) 午後 1時55分
委 員 長	橋本 稔
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委 員 会 欠 席 委 員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 1 3 号	鴻巣市税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 1 4 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 0 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

（市民部）

市民部長 吉田 憲司

市民部副部長兼資産税課長

市民課長 田口千恵子

市民税課長 原口 信行

収税対策室対策室長 早川 宏人

やさしさ支援課長 岡安 則行

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

（環境経済部）

環境経済部長 長島 祥一

環境経済部副部長 馬橋 陽一

環境経済部副部長兼農業委員会  
事務局長 新井 昭

環境経済部参事兼観光戦略課長

大沢 昌弘

産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

書 記 岡 崎 夏 子

篠 原 亮

(開会 午前8時56分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第13号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第14号及び議案第20号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第14号及び第20号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。この方法で異議はありますか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第13号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民税課長) それでは、議案第13号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきまして、議案の趣旨をご説明申し上げます。

これは、平成28年11月28日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する

法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。議案資料といたしまして、新旧対照表を参考にさせていただきたいと思っております。

改正の内容につきましては、消費税の10%引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴いまして条例改正するものでございます。主なものとして、資料1、鴻巣市税条例等の一部を改正する条例において、個人市民税につきまして、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を31年6月30日までを平成33年12月31日まで2年半延長するものでございます。

次に、資料2といたしまして、鴻巣市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例において、昨年12月定例会において議決いただきました法人市民税法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税環境性能割の創設につきましても、その導入時期を29年4月1日から平成31年10月1日に延期するものでございます。

以上で議案第13号につきましても説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) 消費税が10%にならないから延期するということですがけれども、では本来10%になったらどれぐらいの額が市民に負荷がかかったかという額は出るのでしょうか。これはまだ出ない。10%決まらなないと出ないのですか。本来はどれぐらいかかっていたのかと、もし10%になっていたら。こういうことはわからなくていいのか。

(委員長) わかりますか。

(ちょっと休憩お願いの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時02分)



(開議 午前9時02分)

(委員長) 再開いたします。

(市民税課長) 申しわけございません。法人税割の変更と軽自動車税の種別割の変更でございますので、市民の方への影響というのはないものと考えております。

(羽鳥) おはようございます。それでは、個人市民税における住宅ローンの軽減の対象期間が延びるわけなのですが、31年6月から平成33年12月31日まで2年半の延長によっての軽減の額がわかればお願いをいたします。

(市民税課長) 額というのは基本的には住宅取得控除を受けた者で所得税で引き切れなかった場合に市県民税のほうから減額するものでございますので、実績といたしましては昨年度、28年度の実績で約8,855万4,000円が税として控除の対象となっております。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、ちょっと文言の確認というか、条項のほうでの確認なのですが、第81条の部分なのですが、81条の3です。日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲というのがあるのですが、なぜこれ日本赤十字社だけそういうような条項が適用される形をとるのかをお聞きいたしたいと思います。

(市民税課長) お答えいたします。

日本赤十字社ということで、緊急車両用という形で受けているものだと思いますので、詳細につきましては市のほうでは細かいところまではちょっとわからない部分があります。申しわけありません。

(羽鳥) というのが、確認したかったのが、日本赤十字社のほうは日本赤十字法にのっとっての認可法人ですので、なぜこのような形で各市町村のほうでの条例のほうに入ってくるのかがちょっと理解できなかったものですから、確認したくて質問したわけなのですが。

(市民部長) ただいまの日本赤十字社の所有の軽自動車の関係なのですが、まことに申しわけないのですが、こちらのほうの対応につきましては、普通自動車の関係等もございまして、その辺の兼ね合いも含めまして、確認のほうをさせていただいてからお答えさせてい

ただければと思っております。

以上でございます。

(羽鳥) あくまでも確認ということなので、以上で結構です。

(金子) 個人の市民税についても自動車税についても延期ということになるかと思うのですけれども、この業務に対して、延期ということですので、これをやるということで想定して今体制を組んでいたわけですよ。それが延期となりますけれども、すると仕事量的にとか、今後の体制としてどういうふうな変化があるのかということ。多分これだけのことですから、変更ということであれば、少なくなつたとしても人員を増員してまでこの体制でこの仕事をするわけではなかったと思うのですけれども。

それと、今後について、この仕事が実際1年、2年後、2年半後ですか、実際やるとなると、そのときにまたその新たな体制を組むのかどうか、そういう点が何か変更とか動きがありましたらばお答えいただければと思うのですけれども。

(市民税課長) この法人市民税、軽自動車税の取得割、基本的には現有の体制で何の問題もなく対処できますので、変更等は考えておりません。以上でございます。

(大塚) どうも説明の中では一部という言葉が何回も出てくるので、全部がどれで一部がどれだかよく理解しづらいのですが、最初に伺いたいのは、この件については12月定例会の中で当然議論をして、一度通過をしているわけですね。そのときには、多分説明の中では、近隣の市町村も含めて早期に着手をするという自治体、あるいはまだもう少し様子を見る、これからというところがあったように記憶をしております。結果として12月、いわゆる年内の議会の中でこれを取り扱ったところ、それから取り扱わなかったところ、いわゆる先延ばし、それについては近隣の状況がもしわかれば最初に伺いたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

(市民税課長) お答えいたします。

若干間違いがありましたら大変申しわけないのですけれども、12月行っ

たところは上尾、鴻巣、伊奈だったと思います。北本、桶川は今回上げずに、この31年10月を目指して変更するというのを伺っております。以上です。

（大塚）そうすると、鴻巣も早く着手をした、手をつけたということがありますが、初めに伺いたいのは、12月の定例議会の中でこの議題が上がって、鴻巣はこういうふうなことで決定をしましたということ、当時個人、法人、自動車と、大きく3つ項目があったと思うのですが、それを市民の皆さんに伝えたということは具体的にやったのでしょうか。一部変更があったということ、それを議論をしたということ、確定した内容について、いわゆるかかわる皆さん、当然市民の方、法人の方、あるいは自動車も、全員ではありませんけれども、対象となる方がいるわけですから、それをいわゆる周知したか、お知らせをしたかどうか、まずそれを伺いたいのですが、いかがですか。

（市民税課長）基本的に条例の公布に基づきまして処理しておりますので、それでやっております。以上でございます。

（大塚）そうすると、ある一定の定められた範囲でやったということになると、今定例会の中でも議案として上がっているわけですから、このいわゆる延びた、イコールほとんど動きというか影響がないというふうに私は理解をしているのですけれども、このことについても市民の皆さんに同じようにお知らせをするということで理解をしてよろしいですか。

（市民税課長）同様でございます。今回も告示に基づいてお知らせをいたします。以上です。

（大塚）これは単独議案なので、これだけについてちょっと触れるのも中身的にはどうかなと思うのですが、私時々思うのは、いろんな議案、一部改正も含めて提出されて、私たちが公平な立場で判断をするわけですが、軽微なもの、軽微なもの、それから大変重要なものとあるのですけ

れども、市民のレベルからすると、それが正しく伝えていただいているか。市民、受ける側ですね。それがどうもよく、行政用語とは言いませんけれども、ホームページでとか広報でというのは耳にするのですけれども、こういったことをやっぱり本当に必要なものについては発信する側も丁寧にやると思うのですけれども、何とか市民の皆さんにわかりやすく伝える方法というのを、この議案に限らず、私は今後考えていったほうがいいのか。いわゆる決まったこと、これから行おうとしていること。大きなことは皆さん興味もあるでしょうし、わかりやすいのですけれども、これら細かいところもできたら上手な方法で周知をしていく、いわゆる徹底をしていくというのが私は必要かなと思いますが、これ総合的なお話ですので、もし何かお考えがあれば部長から答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

（市民部長）お答えいたします。

今のお話のとおり、まず広く周知するためには、やはり「広報こうのす・かがやき」ですとか、またホームページというのが非常に有効な手段だと思っております。あとは、実は12月定例会のときにスイッチO T Cの医薬品控除等もございましたけれども、そういったものにつきまして、ただいま確定申告等もやっておりますので、そういったところでポスターを掲示したりですとか、また医薬品控除の関係に合わせまして、窓口等で丁寧な説明をさせてもらっております。そういったこともありますように、やはり窓口で対面等がある機会がありましたら、そういったものにつきましても一つずつ説明していければと思っております。

以上でございます。

（大塚）最後に伺いたいことは1点だけです。ちなみに、12月にこの一部改正について審議をした結果、確定した部分があって、ルールにのって公というか、オープンにしているわけですね。そのことに対して市民の方から、これはどういう内容ですかとか、もう少し詳しく知りたいのだけれどもとかという問い合わせがあったのかどうなのか。

なぜ聞くかという、今回同じような単なる実施の延期なのですけれども、これが正しく皆さんに伝わっているかどうかの、私は判断として市



民の反響というのも必要、一つの方法かなと思うのですが、12月以降、今回上程される間に市民から何らかのアクションがあったかどうか、それを最後に質問いたします。

（市民税課長）お答えいたします。

法人市民税及び軽自動車税の種別割、この部分に対しては、なかなか限られるものでございますので、一般市民の方からは問い合わせ等はありませんでした。ただ、スイッチO T Cにつきましては、やはり申告の問い合わせ等にあわせてまして質問等は受けておりますので、電話、あと申告の窓口等でも対応しております。

以上です。

（加藤）1点だけ確認させてください。

第81条の9ですか、環境性能割の部分でございます。81条の9の中で、市長は公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または云々と書いてございます。そのうち必要と認めるものに対して環境性能割を減免するというところで、具体的にどういうケースが公益ということで認定されると考えているのかということで確認をさせていただきたいと思っております。

（市民税課長）これにつきましては、一番わかりやすいのは市役所等が使っているものが公益例になっております。これにつきましては、市単独でなく、県と減免を統一しておりますので、同様だという形で認識しております。

以上でございます。

（加藤）そうすると、一番わかりやすい例で市役所ということで、その他は余り想定はされていないですか。公益という言葉って結構広いものですから、公益の言葉の意味といいますか、幅の広さといいますか、市役所というのは非常にわかりやすいのですけれども、それよりも広がったところでの公益というのはどうでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。県もあれば消防等もありますので、そういう形で認識しております。

以上でございます。

(加藤) 先ほど申しました公益って広いものですから、一般社団は違うと思うのですが、公益財団法人とか、そういった類いのところは想定はしていないということかどうか、今わかる範囲でお答えいただければと思います。

(市民税課長)そこにつきましては確認しましてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(市民税課長) よろしく願いいたします。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 鴻巣市税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(大塚) それでは、数が少ない補正なので、伺うところをちょっと絞って、24ページの部分であります。これ1カ所しかありませんので。今の説明でいくと、この事業自体はもう既にスタートをしているということでもよろしいと思いますが、多分設立総会が10月でしたか、もうスター

トしていると認識をしております。総会以降数カ月しかたっていないのですが、この進みぐあい、大まかな部分で結構なのですが、今現在共同で行っている事業ですけれども、どの程度中身が進んでいるか、そこら辺大まかな部分で結構なのですが、最初にそれを伺います。

（産業振興課長）委員ご指摘のとおり、設立総会が平成28年10月21日開催され、設立したところでございます。28年度当初では、事業内容として地区界測量、地質調査、ボーリング調査ですね、実施設計、換地設計等を予定しておりました。先ほど申し上げましたように、予算配分の関係で、あと設立が10月ということで、28年度も約半分しかなかったというのもあるかと思いますが、補正、減額となりまして、実際行った事業が地質調査、ボーリング調査と、地区界測量を実施します。現在ちょうど今の時期に、地区界測量のほうは地元の人立ち会いのもと進めているところです。

以上でございます。

（大塚）そうすると、当初の見込みよりも着手というかスタートが事業全体がおくれているという認識でちょっと質問しますけれども、この事業、共同事業体ほ場整備ということでやってはいますが、当初の計画年度とすると、何年計画でプランを立てたのか。

それから、これおくれることによって今後予想されることとしては、ゴールがどんどんおくれていくことが、鴻巣市内でも他の事業を見ているとあり得る話かなと思いますが、スタート当初の計画年度、それから今後の見込みとして、おくれないほうがいいと思うのですが、どんなことが予想されるか、それについてはいかがでしょうか。

（産業振興課長）本事業の当初の計画、28年度が初年度となりまして、33年度、6年間ですね、その計画で当初の計画は立てております。そのような中で、28年度当初は事業費で8,000万規模の事業を予定しており、実際のところが1,700万弱の事業になりました。29年度、これから新年度のほうもあるのですけれども、そこで6,700万円程度ということで、2カ年分が当初の1年分ぐらいということで、おくれる懸念はあるのですが、現在のところの予定では期間の延長というのは今のところはまだ考えて

おりませんで、一応の目標としてはやはり33年という形で計画しているところでございます。

以上です。

(大塚) 最後に1点だけ伺いますが、当然この基盤整備のエリアの方というのはある程度限定をされているわけですが、そのエリアの皆さんの希望的な話も含めて、本来は100%の理解と最終的には合意があって事業って早く進むと思うのです。今現在、鴻巣分、行田分、2市ありますけれども、おおむね了解はいただいて進んでいると思うのですが、今後それが一部滞ることによって当然時間もかかってきますので、今の段階で、例えば地権者の数に対する合意の率ですとかその状況については、おくれては困るということも含めて、その点だけ最後に伺います。

(産業振興課長) 地権者の同意ということでございます。地権者数につきましては226名、ただこれにつきましては、共有名義とかいろいろありますので、ちょっと数字的には若干動くところもございます。そのような中で、未同意者、現在2名でございます。行田市が1名、鴻巣市が1名でございます。鴻巣市の1名につきましては、ちょっと相続の関係とかでなかなかお会いできない。市内に在住しておりませんので、その辺は今後進めていくということで、行田のほうにつきましては、面積が少し多く持っている方ですが、そこにつきましても継続して同意をお願いするという方向で現在進めております。

以上でございます。

(大塚) 行田、鴻巣、それぞれ1名ということですが、通常それは、設立総会がもう既に済んでいるということは、1つの組織になっているわけなので、その組織にかかわる皆さんが折衝というか、進めるために動くというのはあると思いますけれども、具体的に行政の立場で、いわゆるそれを所管する立場でフォローするとかバックアップするというのは、過去において、あるいは今回もそうなのですが、積極的にやるという姿勢なのでしょうか、それとも団体の皆さんがいるので、そちらが主であって、行政は決まったことを受けとめるという立場なのでしょうか、それはいかがでしょうか。

(産業振興課長) そのこのところ非常に難しいところなのではけれども、ちょっと鴻巣の例でいきますと、市内に今いらっしゃるということ、副理事長の方がそのこの担当になっているのですけれども、その方とちょっと今度一緒に訪問しようということは考えておりますので、できる限りというかは支援という形で一緒にやっというかと考えております。

以上でございます。

(大塚) この関連で最後なのですが、私は当然その基盤整備のエリアの人間ではないので、また地権者でもありませんのでよくわからないのですが、こういったことが進んで、その近くの方というのですか、川里、行田になるのだと思いますけれども、そういったこんな事業が進んでいるよ、例えば折り合いがついて、かなり進みが早くなりますよとか、最終年度ゴールが見えましたよとかという情報は、先ほどの話とちょっと一部かぶるのですが、知るといふことのための具体的な方法としてはホームページに出るとか、広報に載るとか、その程度になるのでしょうか。単独で、例えば組合ができましたので、組合でこういったことがここまで来ましたとか、これからこういうことをやりますとか、そういったことを紙面でお知らせしていくということはある話なのではないでしょうか、そこら辺、市民の皆さんへの周知ということで、最後に1点だけ伺います。

(産業振興課長) 以前設立される前の準備会の際にも、それは地権者向けだと思っておりますけれども、進捗状況等を出した経緯がございます。10月21日に設立総会ということで迎えました、事務局というか、そちらで事務員のほうも雇い入れましたので、そちらと協議して、どういう方法でやっていくかというのはこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、まず6ページのほうの個人番号住基ネットワーク事業についてなのですが、先ほどの説明で、国のほうが25%を目標にしていたところが、実際市のほうでは8.1%なのですか。全体……

(何事か声あり)

(羽鳥) 全体ですか。では、まず鴻巣市は今どれぐらいの登録数というかパーセンテージかをお聞きいたします。

(市民課長) それでは、鴻巣市の個人番号カードの状況についてお知らせします。

まず、申請者数なのですが、1月末現在1万3,255人です。これが住民人口割で11.11%で、交付数になりますが、1万931人です。今住民の9.16%に交付したところでございます。

(羽鳥) そうしますと、国よりも交付するのが多いということで、まだ頑張っているほうだとは思いますが、いかんせんやはり市民のほうにとっては大変重要なカードゆえに、慎重になってなかなか申請をしないという状況だと思います。そこにおいて、鴻巣市としてはどのような形で申請していただくように促進をしていくかというのととも、国のほうからの考え方としては、できればほぼ全員の方に入ってもらおうという考え方だと思っておるのですが、そのことに対してのカンフル剤というか、そういうものは市町村に対しておりてきていないのでしょうか。その2点をお聞きいたします。

(市民課長) まず、市としては当然個人番号カードというものを広報、推進していくということになっているのですが、まずマイナンバーとマイナンバーカードの利用の違い、活用の仕方の違いというものを窓口等で丁寧に説明しましてお知らせしています。というのは、マイナンバーは御存じのとおり3事業というか3分野で使われる、税、社会保障、それから災害分野で使われるということでもう法で定められておりますが、マイナンバーカードについては民間を含めて幅広い活用方法等が国から示されておりますので、その部分をお知らせして、マイナンバーカードを使うときにはマイナンバーは入力したりとかそういうことは一切いたしませんので、安全というか安心してお使いいただけますよという、あるいは便利にお使いいただけますよということを前面に出しているのです。というのが、あくまでも本人確認書類として1枚で使えるというか、身分証明書として使えますので、免許証、パスポートを持っていない方はマイナンバーカードをぜひ、これから本人確認書類のほうが厳し

くなりますので、それを交付してお使いいただくと便利になると思いますとか、これから鴻巣市も10月からコンビニ交付を開始いたしますので、ぜひマイナンバーカードがないとご利用になれませんので、おつくりくださいということをお願いをしておるところです。

国のほうですよね。国のほうも、12月にアクションプログラムというものを発表いたしまして、その中でかなりマイナンバーカードの利用の活用について、子育てワンストップサービスとか、マイナポータルが7月から開始になりますよとか、そういったことを前面に出してきているのですが、あくまでも第1に上げているのはコンビニ交付を全国的に展開していこうということと支援をいたしますよという公表がございました。

以上です。

(羽鳥) ちょっと私も定かでないのですが、今マイナンバーのほうは確定申告とか、あと金融商品の購入または管理とかに使われていると思うのですが、やはりカードにしてしまったほうが使用者としては非常に安心ができる部分もあると思うのです。ただ、そこまでやっぱり踏み込むだけの今ワンステップが踏めないのが市民感情であると思うのです。そこに対して市のほうからの啓発というのはどのようなことができるかを最後にお聞きいたします。

(市民課長) 啓発ですね。やはりコンビニ交付を前面に出しまして、マイナンバーカードを持っていないと、この便利なサービスが利用できないということは今窓口でお願いというか、ご紹介というか、案内をしているところでもあります。

(羽鳥) では、本当の最後に、このマイナンバーカードを発行して紛失してしまった場合の処理の方法を最後に確認でお聞きいたします。

(市民課長) マイナンバーカードを紛失してしまったことに気づいた場合、まず警察に届けていただきます。そこで被害等がないことは、当然被害がないうちでも届けをしていただいて、遺失物として捜してもらおうと。あとは、コールセンターが24時間やっておりますので、そちらに連絡をして、マイナンバーカードのストップをしてもらうのです。機能を

ストップしてもらおうという方法があります。そこに連絡をして、マイナンバーカードが誰かに拾われても使われないようにすると。万が一そういった連絡をしなくても、マイナンバーカードを他人が利用しようとする、当然暗証番号等が必要になりますので、まずそこは知れていなければ、悪用されることはないと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、16ページのほうの環境にやさしいまちづくりの寄附金についてなのですが、一括して集めるという形になったようなのですが、それを改めて今度は基金のほうに振り分けるわけなのですか。その振り分け方というのはどういうふうにするのかをお聞きいたします。

(環境課長) 振り分け方につきましては、コウノトリの里づくり基金が決算見込みで500万円、市民活動支援基金が200万円、今回の環境にやさしいまちづくり基金が200万円、子ども教育ゆめ基金が500万円となっております。

以上です。

(羽鳥) これは、寄附のほうはまずもってふるさと納税が大きな部分を占めていると思うのですが、前回もお聞きしたのですが、ぜひとも環境にやさしいまちづくり基金に指定していただけるように、大体が市長にお任せだとは思っておるのですが、そういう点において、今後どのように使っていくか。まずもって活用実績はないですね、基金のほうは現時点では。それとともに、今後どのような形で使っていくかをまたお聞きいたします。

(環境課長) 活用実績につきましては、委員がおっしゃるとおり、まだ特にございませぬ。今後につきましては、この後一般会計予算でもご説明させていただきますが、新たな事業を、エコチェンジポイント鴻巣という事業を立ち上げるのですけれども、そこにこの基金を活用させていただく予定でございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、29年度の一般会計のほうで詳しくお聞きしたほうが良いと思うのですが、おおむね基金の残高はどれぐらいが適切とい



うふうにこの基金考えかお聞きしたいと思います。

（環境課長）現在が370万円ぐらいあるのですけれども、基金の活用方法につきましては、先ほども申し上げましたように、やっと新しい事業でやっていこうということで見つかったところでございますので、その事業がどのぐらい市民に浸透してできるようになるかによって、それがもっと大きく使える可能性もあると思いますので、そこら辺を見据えてから、大体幾らぐらい必要かというのはその後判断したいというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、大体単年度で入ってきたものを次年度で使ってしまうというぐらいの基金の残高を今考えておられるのですか。

（環境課長）今のところ使う予定としている額よりも皆様から寄附をいただく額のほうが非常に多くなっております。ですので、その新しい1つ考えた事業もございますが、それ以外にも基金の使い道というのを有効なものを考えなければいけないというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）やはり基金の使い道というのは執行部のほう、担当課のほうで考えられると思うのですが、市民からそういう提案、環境に対しての提案というのは結構関心も高い方も市民の方いらっしゃるもので、そういう提起の仕方ができないかをお聞きいたします。

（環境課長）先ほども申し上げましたように、新しい活用方法なども検討しなければいけないと考えておりますので、今委員がおっしゃったように、市民の皆さんから活用方法について募集して、それを参考にさせていただくというのも非常に有効だと思いますので、今後検討する中でそのようなことも考えていきたいと思っております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（金子）6ページです。先ほどの繰越明許のマイナンバーカードについてちょっと確認したいと思っておりますけれども、国の考えでは予想よりも大幅に下回っているということでございます。鴻巣市については多少配付率というか達成率は多いのですけれども、国の考えの中でこれの実態調

査というか、少なくなった理由とか、今後どうするとかというふうな方針とか、それをまた市に対して方向づけということで、何か通知とかというのはあるのでしょうか。

（市民課長）今回の余り普及が目標に達していないということの理由としては、昨年通知カードが発送されるのが、順次と言われたのですが、かなりおくれてしまいました。12月になって届くという方もいらっしゃったので、1月からカード交付が始まるにもかかわらず12月に着いたので、なかなか申請が伸びなかったというのがまず1つと。それから、1月カード交付が開始になりましたが、カード交付システムにおいてたびたびシステムが遮断される等の事故がございました。それが計6回等があったのですけれども、4月、5月ぐらいまで安定しなかったというのがございます。そのネットワークの遮断等の影響で、カード交付が思うように進まなかった。申請はされているのですが、カード交付が進まなかったというのもあると思います。

ただ、7月ぐらいから鴻巣も落ちついてきまして、順調に出るようになったのですが、今度は申請が伸びなくなってしまったというのがございまして、その理由としては、差し当たって当面使う場面がないというのが大きいと思います。通知カードと免許証、旅券等を持っていれば用が足りるのではないかというお問い合わせも多々いただいております。

ただ、マイナンバーカードをつくるメリットとして、公的身分証明書として写真入りの身分証明書として使えるということと、それから先ほど申し上げましたとおり、コンビニ交付等の利用ができるということと、この7月から始まります子育てワンストップサービス及び、それからマイナポータルの利用です。マイナポータルというのは個人のマイナンバーがどのようにどの機関でいつ使われたかということが全て履歴が見れるというシステムなのですが、そういったホームページ等で確認ができるという、そういったことにカードをご活用くださいということで国は広報等もしておりますし、市に通知も来ております。

ですので、今後それがどのように浸透していくかなのですが、12月に公表したアクションプログラム等でも国はカードの普及について支援をし

ていくということですので、市もそのような形で国の示したとおりやっ  
ていきたいと思っております。

以上です。

(金子) 今の説明の中でも私も感じる場所ですけれども、何かカード  
をつくっても必要性がないと、持っていてもなくしたら困ってしまうと、  
心配だということで、今の状況ですと、例えば確定申告についてもマイ  
ナンバーカードさえ、数字がわかれば何とか処理できるというような実  
態だと思うのですけれども、今後についていろいろな利用価値がある  
ということでございますけれども、これについていつごろまでに、例えば  
コンビニ交付については……実施時期ということだと考えると、これとい  
うのはもう決まっていらっしゃるのですか。ある程度利用方法として、  
何かさっき言ったもの、いろんなこれからの利用価値があるものについ  
てはいつまでに達成させるということ、そういうふうな目標年度とか  
というのは決まっていらっしゃるのですか。

(市民課長) 先ほど幾つか挙げましたけれども、国の計画の中では、予  
定として平成30年度までに保険分野を参入させるということがまず1つ  
あります。子育てワンストップ及びマイナポータルについては、ことし  
の7月から開始をすると、もうこれは決めているようです。もうマイナ  
ポータルへの登録等もできるようですので、あとは自治体ごとにこれは  
違うと思うのですが、鴻巣はコンビニ交付を10月を予定しておりますの  
で、その時期に合わせてカードの普及のほうにこちらも案内をしていき  
たいと思っております。

(金子) 今の年度的には大体目標があるということでございますけれど  
も、仮にこれを実施しなかったというかカードをいただかなかったとい  
うことであっても、逃げ道と言ったら変ですけれども、ほかの方法とい  
うのは道としてはあるわけでしょうか。

(市民課長) ほかの道。カードを持たなくても……

(金子) カードを持たなくても、ほかの、それに対して持っていなくても  
大丈夫ですよというふうな手続の方法とかはあるわけですよ。

(市民課長) マイナンバーを提示する場面では、確かに通知カードと写

真入り身分証明書があれば、そう困ることはないかと思います。ただ、これ年末調整、確定申告の時期に今入ってきておりまして、会社がマイナンバーカードをつくれと言ったからというような方もいらっしゃるのです。というのが、そのマイナンバーカードを社員証にしたりとか、そういう活用をする会社も出てきております。実際国家公務員とかは、既に社員証をマイナンバーカードに入れて、名札と同じように使っているというところもございます。ですので、困るといったら、マイナンバー提示場面では困らないと思うのですが、カードを活用するという意味では、先ほど言ったマイナポータルも子育てワンストップ、児童手当とかが電子申請ができるのですけれども、全てカードをリーダーに読み込ませて、パソコン等、スマホ等で申請をするようになりますので、カードがないと、まずログインができません。当然コンビニ交付についてもカードがないとご活用いただけないので、これはやはり持っていただく方向で市民課は考えております。

（金子）では次に、24ページですけれども、先ほどの鴻巣、行田地区の経営体育成基盤整備事業の中で、この負担金の土地改良事業ということで、まさに土地の改良事業ですよ。ということでございますけれども、これについては先ほど言ったように平成28年度からと、若干おくらせているということで、おくれについてはどこかで調整してもらおうと。最終的には33年ということを目標にということでございますけれども、例えば28年度にやってほしかったというところが、例えばこれ土地の改良ですから、するとそれができなかったというところが出たわけですよ。それについてすると、例えばお米をつくるについても、半年違うとつくれなくなってしまうというような、そういうふうなデメリットというか、ことも出てきますけれども、それについての補償とかというのは関連とかというのはあるのでしょうか。

（産業振興課長）まず、28年、29年の段階では、実質的な工事には着手はしないで、計画というような形になろうかと思います。耕作できないときのというのはちょっと私もあれなのですけれども、今までの工事の状況を見ますと、よく稲刈りが終わった後、集中的にやっていたような

状況だったと記憶しているのですが、そのような形で、できるだけ作付に影響がないような形で進めていくことになろうかと思います。実際ただわかりませんので、補償があるかどうかというのは今手持ち資料ではちょっとわからないものですから、調べたいと思います。

以上です。

（金子）あともう一点、この名称です。鴻巣・行田地区ということですので、ご理解をいただいても、これ土地改良ということですから全体として考えるのでしようけれども、割合とすると、あと実施時期とか、そういうのもバランスとって行われているという感じなのではいでしょうか。例えば鴻巣を先に、行田を後にということではなくて、バランスよく最終的に完了という形で、半分半分ずつどんどん進めてきてするのかとか、そういうところの改良ぐあいというか計画というものはいかがなものでしょうか。

（産業振興課長）実施計画についても今、こととしてはなくて来年になってくるところでございます。先ほどの鴻巣市と行田市の割合でございますが、面積割合で鴻巣市が69.94%、約7割です。行田市が30.06%ですので、比率としては7対3というような形で鴻巣のほうが多くなっております。それを一帯を面整備という形でやっていきますので、どっちを先やるとか、そういうことではないと考えております。

以上です。

（菅野）6ページのマイナンバーですけれども、遅々として登録者が進まない、ほかよりはましだけれども進まないということですが、これはそもそもアメリカにしろ、韓国にしろ、情報が流出して、もうどうにもならないと世界が見直すと言っているものを無理やり導入したものであって、これをマイナンバーカードがなければ税金を納めさせないとか、住民票を出さないよとか、そんなことないのですね。一切国民に強制する筋合いのものではありません。これをもらわない人は、ちゃんと意識を持ってやっているわけです。何も免許証だの保険証で十分済んでいるのです、今。ですから行政が、それこそ今紛失することのほうが恐ろしいって、年寄りなんかカードをいっぱい持っているわけですから、どれがどのカードかわからないと、ましてこれの利点を何かといえれば住

民票がとれますよと。言っておきますけれども、住民票なんか1年に1回とるなんて、そんなのないです。住民票とったり、何かとったりなんていうことは、そんなほとんど普通の人は生活の中ではないから、何も利便性もないわけですので、国からリスクをもって、普及しないと交付税を減らすとか、そういうことがあるとも思えないのですけれども、積極的に進めるという筋合いはないと思うのですが、この点に関してどう思うか。

（市民課長）まず、情報が漏れないかということについては、そういった今まで導入してきた国々のことを参考にして、もう日本で今回導入するに当たり、かなり安全管理措置という面で安全性を高めている、セキュリティ性を高めているというところはあると思います。個人情報自体も、マイナンバーカードの中には情報って入ってなくて、かなりもう今までも情報は分散化された状態で、年金は年金、市にある情報は市にということで置いておいて、マイナンバーカードを使って必要なものだけを引き出すというような仕組みになっているので、とにかく芋づる式に個人情報が漏れるということはまずないと私どもは考えております。

ですので、まず免許証やパスポート、それからキャッシュカードもそうですけれども、大切なものかと思えます。それと同じように取り扱っていただければ、なくすということも余りないと思うのです。ですから、万が一あれば、24時間体制でコールセンターに連絡をしていただければカード機能はストップできますし、逆に今度は子育て世代からいえば、児童手当をわざわざ市役所まで出かけなくても電子申請、スマホを今皆さんお持ちですので、スマートフォンで申請ができるという利便性を活用していただきたいということで、市のほうでは推進しているところでございます。

（菅野）漏れていないと言うけれども、年金の番号が漏れたり、山ほど今まで漏れているではないですか。だからといって、それにどういう手だてもなく、どんどん進んでいるわけですけれども、政府がこれを入れる大もとは、結局みんな1カ所に集めて、取るものを取ろうということ

です。例えば今度は介護保険も1本にして、医療と介護と一元化させるというのです。介護保険についても介護医療院というものを創設して、要するに福祉サービスや介護に関すること全てを持続可能にするために、給付と負担のバランスをとるためだと言って、もう先にこの1本でもあなたはこれとこれできると言って、受ければすぐ年金からばんばんお金が引かれてしまうと、そういうところまでもう全部持っていくという制度に方向性が決まっているわけです。ですから、市民がこの配付率が上がらないということは、国民の警戒心なわけです。こういうのに多額の金を使ってあの機構を大もうけさせて、その分市民の福祉が削られていく、国民の福祉が削られていくのにつながっていると思うのですけれども、では今税金の確定申告ですよ。あれは私反対だから書きませんって書かなくても、何も言わないで税務署で通ります。私はこういうの反対ですと、個人番号書きませんって、何も無いのすいすい通ります。だって、そういう制度なのですから。ですから……

（委員長）菅野委員、国のことは答えられないので。

（菅野）だから、それと同じで市が、やればスマホでとれる。だから、その人が自分のやれる範囲でこれを利用できるという分にはいいです、利用できる人は。でも、子どものいない人は保育料関係ないので。住民票なんか取る必要なんか、年に1回とる人なんてめったにいないのですから。ですから、強制せずして、こういう効力がありますよという程度でいいと思うのです。余り金をかけてやっても、アメリカや韓国の情報流出すごいことになっているのに対して、日本は対応しないで始めているわけですから、いずれ何らかの大変なことが起きかねないですから。ですから、行政としては積極的にやれやれと、住民票なんかとりもしないのに、とるのに便利ですよ便利ですよなんて言うこともないと思うのですが、そこら辺は部長、どうやってやっていくのか、国がやれと言うからそのままやるのかお聞きします。

（市民部長）お答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、私ども強制ということは一切行っていなかったと思います。マイナンバーカードに関します利便性等につき

まして、当然広く周知、PRをする必要があると思ひまして、今まで広報、またホームページ、ポスター掲示、さらに窓口での対応等、丁寧に説明をして、マイナンバーカードの普及に努めてきたと思ひます。

以上でございます。

(菅野) 16ページの基金の問題ですけれども、そもそも基金をなぜこんなにいっぱい次から次へつくるのかということも最初に部長に聞きます。

私、予算決算のたびに言っていますよね、借金が幾らだと。借金は市の一般、全部の財政ぐらいか、多いか少ないか、六百数十億ですよ。県内でも優良自治体と言っているけれども、市町村が倒産することはないから、どう言っても通じるのでしょうけれども。それと相反する基金ということを経回言っています。15年度の基金では97億です。2015年の決算ね。決算ですよ。97億って100億に迫りますよね。一般会計の予算がことし350億ちょっとでしよう……

(委員長) 菅野委員、全体の基金のことはちょっと質問できないですから、限定して……

(菅野) いや。だけれども、その中にこういう基金が入っていくわけです。

(委員長) その内容についてだったらいいですけれども。

(菅野) だから、コウノトリ基金、環境にやさしい基金、こういうところに基金を通さなければ仕事ができないのかと。基金に通すのではなくて、必要ならその部門でその年に予算措置すれば、税が有効に使われると思うのです。基金というのはいつ使うかわからないのにためるお金なわけです。だから、普通の予算の中でなぜできないのかと、なぜ何かというと基金をつくるのかと。例えば病院つくるのに今何億とためていますよね。それと同じで、病院をつくれるようになったとき考えればいいのであって、いつつくるかもわからない、第何次のときで懲りたではないですか、大騒ぎして。それをまた基金にしているという。こういう環境のことだの、どう考えても私たちの活動の中で日常的に必要なことをなぜ基金にするのかと、これを聞いています。すべきではないと思つて



います。

（環境経済部長）基金ということで、幾つかの基金あります。それぞれその基金というのは、使途目的、こういった事業目的を持って我々はプールさせていただいて、それで予算に余り影響、予算編成に平準化できるような形で基金としてプールさせていただいて、その目的がかなうように適時効果的な活用をということで準備させていただいております。この私どもが所管しております環境にやさしいまちづくり基金、これにつきましては市民の皆さんからもいろいろな期待があるわけで、この設置目的といたしましては、限りある資源を節約し、リサイクルを初めとする資源の有効な利用を通じ、廃棄物の減量化、また資源化の一層の促進を図る、また市民の関心を高めるとともに、市民ボランティアなどを支援し、もって自然と共生する環境の保全に必要な社会経済システムを構築するというのがこの基金の目的になっております。環境問題いろいろあると思います。大きな問題は地球的な環境の温暖化というようなこととか、日常生活ではごみの問題、また害虫駆除とか、そういった身近な問題もあると思います。そういった市民の皆さんの環境への活動、例えばですけれども、地球温暖化では緑のカーテンとか、そういったやっぱり皆さんの環境のために有効なものということでは基金の使い道というのはいろんなことがあると思いますので、今回エコチェンジポイント鴻巣事業ということで、そういった事業に参加していただいた方についてはポイントがみんなでたまるといような形をつくらうとしております。ですから、そういったことで市民の皆さんが環境に対して興味を持ってもらう、それにはこの基金を役立てていきたいという考えでおります。

（菅野）今聞いたら、ポイントにして、ポイント欲しいから、確かに成果が見えるから市民を、何でもポイントポイントってこのごろ言いますよね。あれ結構得なのですね、聞くと。いろんなポイントを集めると、本当にいっぱいもらえるって、やっている人に聞くとあれですけれども、市も、それポイントポイントと言っていますよね。ウォーキングもポイント、何もポイントと言っていますけれども、ポイントのために基金が、

基金があればポイント事業がスムーズに進むのですか。基金なくたって、ポイント充用できるでしょう。そこに予算を配分すればいいわけですから、何も。基金はいっぱいあるではないですか。

ですから、これ見てごらんなさい。この15ページの利子配当金で財調の利子が4,154万ですよ。それで、減債基金が1,535万、これ利子ですからね、利子。すごいのが合併振興基金なんか4,184万もある。利子ですよ、これ全部。97億もあるのですから、利子あるわけです。ですから、必要なのがここいっぱいあるので、財調なんか何に使ったっていいのです。次に多い合併振興基金だって何に使っていいわけです、大きくなった自治体がさらによくなっていこうというためのお金なのですから。今まであるのでも十分対応できると思うのです。結局97億が100億になり、これはこの部分にしか使えないですよというお金になるわけです。基金だと使い方が決められてしまうわけです。市政全般でこちらにどうしても必要だから、こちらにしようにはめったなことにならない。財政の硬直化につながると思うのです。市長の好きなどころには山ほど使って……

（委員長）菅野委員、基金の全般のことをここで質問されても困るので、例えばエコチェンジポイントはどうだとか、それを言っているのですから、そっちのほうの関係ですよ。基金の全体的なことは答えられないですよ。

（菅野）いや、違う。だから、全体であるのだから、個別には使わなくていいということを行っているのです。全体に使える基金があるのだから……

（委員長）それは違うところで質問して。政策総務の質問ですよ。

（菅野）いや、違う違う。反対討論の中でそういうふうに言わなくてはしょうがないではないか。全体で使える基金があるのだから、個別にそんな事業ごとに基金をためるのではないと、市民の税金を有効に使うのなら、なるべく使いやすい体質にして使わないと、全部箱に入れてしまうと、いっぱい残っているのに使いづらいではないですか。家庭だってそうでしょう。財布がいっぱいあって、お父さん、お母さん、子どもが何人で、貯金がいっぱいあってと、ではうちを買うときに全部から集め

られるかといったら、全体だとあるのに、個人だとない。お父さんとお母さんから出して、あと借金になると、そういうことです。

(委員長) それはわかるのです。言っていることはわかる。

(菅野) わかるでしょう。だから、その類いで言っているので……

(委員長) わかるのですけれども、質問としてこの委員会で答えられるかといったら、答えられないと思うので……

(菅野) いや、答えられます。言っているのだから、どうなのだと。例えばこの程度の基金は財政調整基金の中から一部もらえば十分対応できますよと言えば、それで3つも2つも基金つくらなくて済む……

(委員長、ちょっと休憩いいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時12分)

---

(開議 午前10時13分)

(委員長) 再開いたします。

(菅野) わかりました。では、環境に関する基金に関しては、特別それを基金として個別に積み立てなくても、本来の財政調整基金なり、そういう部分でも対応するほうが財政の有効な運用につながると思います。

(それについての声あり)

(環境経済部長) ただいまのご指摘いただきました。やはり基金というのはその目的を持つということで、私どもが考えているのは、あえてここに基金を用意させていただいたというのは、やはり環境にやさしいまちづくりというのは一押しというか、我々としては取り組んでいきたい、市民の期待をそこに集めて事業に取り組んでいきたいという思いで用意させていただいているものであります。その処分の方法としては、幾つかこの条例の中にありますけれども、自然保護団体、環境保護団体への育成事業とか、廃棄物の減量化、また地球環境保全、都市生活型公害防止の啓発というような、やはり市民生活において環境というのは非常に大事なことだと思っておりますので、この基金を有効に役立てるよう、先ほど

もご指摘あったように、市民の皆さんからのアイデアとか、そういうのもまた加味しながら有効に取り組んでいきたいという考えであります。以上です。

（菅野）次は24ページ、ほ場整備で、これずっと前からこの経営体育成基盤整備事業ってやっていますよね。鴻巣が7割で行田が3割ということで、これは結局何でできなくなったりするのでしょうか。毎年毎年国の予算で事業が変わるのか。全て稲作ですか。たしか稲作ではなくて、ほかの何かあったような気がしたのですけれども、最初に。これ稲作だけなのですか。対象はどういうことが対象なのでしょう。今ごろ済みませんけれども。

（産業振興課長）鴻巣、行田の経営体育成事業でございますが、事業の区域内の面積が74.7ヘクタール、そのうち水田、田んぼ、これが70.7ヘクタール、畑は4ヘクタールの事業となります。

（菅野）そうすると、いわゆる大型化すると、いろんな制度を国から受けられるではないですか。去年吹上の人すごい金もらったではないですか。豊作、田んぼのほうをいっぱいやってもらったではないですか、1軒の農家に何千万って。こういうふうなのとかかわって事業がうまく回って。お米は、だってこんなに安いのに、政府はお米どんどん、来年はもう1万5,000円今くれているのをやらない。今度半分にしたのですか、全然やらないと言って、稲作に出さなくなりますよね。とにかく集積するのだと言っていますけれども、そういう今のやり方のどこかに乗られるのでしょうか、この74.7ヘクタールの稲作をしているということは。乗っかっていい経営ができていますのか。

（産業振興課長）このエリアにつきましては、昭和の初めごろですか、土地改良事業というのは実施しております。ただ、近年農業の大規模化とか、後継者不足とか、いろんな問題が出てきているのも事実でございます。そういう中で、耕作条件をよくしていくということで、耕作放棄地、これを出さないような方向に持っていくということが非常に重要かと思えます。当然借り手、受け手の側でございますけれども、これもやはり大区画化で大きな機械が使いやすいというようなところだと、や

はり借りやすいというのもあるかと思いますが。そういうことを改善して、耕作条件をよくするというのがこの事業ということになります。以上です。

（菅野）では、そういうことで政府の方針に乗かって、補助金もいっぱいもらって事業が進展するのなら、何で、国の配分の見合った形にしたというのがそういうことなら、総会が10月で、土地改良区の許可が9月になったって、換地を予定していたけれども執行にならなかったという、要はこの事業はうまくいかないからの三角になっているわけですよ。うまくいけば920万9,000円は減額にはならないと思うのですが、ではうまくいくには今の政府の政策に乗かってやっていけるのでしょうか、旧来のやり方でやってきて。なぜ920万9,000円は、では減額になるのか。

（産業振興課長）ここに今回減額というのは、県営土地改良事業として市のほうは負担金という形で出す事業でございます。主体のほうは、県営ということで県のほうが主体になるわけですがけれども、全体の事業としては認可を受けておりますので、この事業は進めているということになります。ただ、年度の計画の要望に関しまして、その部分が埼玉県全体でいろいろ土地改良事業をやっておりますので、その配分の中で割り当てが少なかったということになっておりますので、そこに関しまして事業的にはもう認可されておりますので、それは今後も進めていくというような状況でございます。

（菅野）言わせてみれば、旧来からずっとやって、国の言いなりにやってきているのに、国の制度がころころ変わってしまうから、民主党政権から自民党にか変わったというのもあるけれども、そのあおりを食っているのだと思うのです。では、ここにかかわる農家の方というのは何軒ぐらいあって、その方たちはここだけではなくて、ほかの農地も、自分の農地もあると思うのです、ここはこういうまとまったところですから。そういう中で、ちゃんと農業ができているのでしょうか、自分の農地も含めて。そこをちょっとお聞きしたい。何人ぐらいの人がかかわっているのか、この農地。

(産業振興課長)先ほど大塚委員の質問の中で、地権者的には226名と申し上げました。当然ここに関しましては、先ほど申し上げました74.7ヘクタールというエリアを決めております。ここは全て農地だけですので、当然農家の方というのはそれ以外の土地も持っていると思います。耕作条件がよくなり、貸し借りとかできやすくなるということは非常にいいことなのかなとは思いますが、そのほかの農地の個人に関しましては、ちょっとこちらではわからないところでございます。

以上です。

(菅野)私ずっとこれ勉強していたら、農地集積に200億とか、すごい金政府は予算組んでいるのですよね。2018年度予算にもうとにかく農業はいわゆる家族経営ではなくて、大きいところにやらせるのだと。企業が参入しかねませんよね、企業だって参入するのですから。そういうことを言っているわけですがけれども、でもこれは、では自分は例えば50ヘクタール持っているのと、では政府から補助金もらってどんどん、どんどんつくってくださいよと、集積に出しますよと言ったってだめですよ。借り手が見つからなければ出せないのですよね。借り手は政府や市が見つかるのではなくて、自分で見つけないと出せないからなかなか進まないわけで。それと、鴻巣の農業なんていうのは3反から5反というか、そういう統計鴻巣で見ると、そんな何町も持っている人なんて本当に少ないのです。毎回予算決算で言わせてもらっていますけれども、鴻巣の経営耕地面積規模別経営体数で0.5ヘクタールから2.0ヘクタールまでが世帯数の70%なのです。0.5から2.0だから、5反から2町、それぐらいの方が70%と。ですから、皆さん家族伝来のうちの周りの土地というので大切にやっているし、その中で一番多いのが稲作ですよ。作付で一番多いのが稲作なのです。全体が22万6,527アール、そのうちの17万1,816アール、76%が稲作なのです。ですから、先祖伝来の土地があるので、周りが7反ぐらいしかないのだけれども、機械があるうちはやるのだよと、機械が1個だめになったら終わりだという感じをいっぱい聞くわけですがけれども、そういう人たちが鴻巣のそういう状況の中で、このこういう制度ができたとき、これに乗っかって経営をやっているとい

う人はどれほどいるのでしょうか、これを聞きたいと思います。

（産業振興課長）農地集積のほうですか。

（菅野）そう。農地集積でやっていくということをさんざん言っているではないですか。これはそれを政府より先にやったということでしょうけれども、来年の予算配分といたたらすごいです。政府はそういうのばかり予算配分して6次産業化なんて、小さい農家も全部切り捨ててしまおうというわけですから、鴻巣の……

（委員長）菅野委員、ここだけの質問ですか。ここの鴻巣、行田だけのところですか。

（菅野）だから、その人たちがこれと合わせると本当にどうやってやっていけるのかということです。

（委員長）答弁できますか。

（何事か声あり）

（菅野）だって、自分の土地も持っているというのだから、これ以外に。農家をだめにする政策なら賛成してはいけません。

（産業振興課長）今回のほ場整備の中で、当然、委員さんおっしゃるように、小さい面積しか持っていない方も中には随分いらっしゃいます。こういう方につきましては、今回ほ場整備をした中で担い手等を決めております。5人程度なのですけれども、その方たちにその場所を集積するような形で、貸し借りをしていただくような形で、農業ができなくなった方についてはそういう形で、場所を決めて集積して耕作をしていただくというような方向で今回のほ場整備事業は進めております。

（菅野）そうすると、政府の政策に先取りで乗っかって、小農家の方がやっていけるという状況に今回のこの施策がなると、これに関しては、そういうふうに確信していいですか。

（産業振興課長）現状高齢化とか、先ほど委員さんおっしゃいましたとおり、機械が動くちはやるけれどもというのは結構私も耳にしております。そういうところで、5年先、10年先はもうできないと言う方は随分いらっしゃいますので、そういう方を集積を図ることによって、耕作放棄地を出さない方向に持っていく等、また自分の土地を貸すというよ

うな形で管理保全というか、それを今後もやっていくということになる  
うかと思います。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 議案第14号、反対討論を行います。

6 ページで個人番号住基ネット事業への予算が計上されました。これは  
マイナンバー導入時にさんざん言ったことですがけれども、先に先行して  
導入している韓国やアメリカなどで情報流出がとまらないという、そし  
て見直しを迫るときに日本が導入したもので、既に年金などいろんなと  
ころで情報の流出が出て、もう出っ放しになっている状況の中で、今日  
どうしても国民になくてはならない制度とは思えません。今の制度を利用  
して、ドイツなどではそのように制度を変えているわけです。今の制  
度を利用して十分に市民の、要するに安全にソフトを使うというもと  
でできているということですので、マイナンバー制度には反対をします。  
それから、基金の問題です。16ページです。基金が使われるわけですが  
けれども、本来必要な財源はその年その年予算措置をして使うべきであ  
ると思います。コウノトリを飛ばすと基金、ひなちゃんの基金もらうから、  
市民から何らかの形で寄附をいただきたいという気持ちはわかりますけ  
れども、本来税で償うべきものは税で償うべきであると思いますし、そ  
うすると必要な分はきちんと市民が払うわけですので、税の単年度決算  
という、そうした意味からも、昨年(2015年度)決算で97億も基金がある、  
これは大変異常なことでもあると思いますので反対します。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)



(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民税課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(市民税課長) 大変申しわけございませんでした。

まず、羽鳥委員さんの日本赤十字社の緊急車両の減免に対するお答えなのですが、まずは日本赤十字社が取得する取得税の関係がまずメインでございますので、取得する救急自動車、血液事業用の供する自動車、また僻地巡回診療のために使用する自動車、そういうようなものを申請に基づいて取得税を減免今までしていたしましたので、今度は環境性能割になったという場合のときにそれを準用しまして、種類を限ったものの車両を申請に基づいて減免するものでございます。以上でございます。もう一点、加藤委員さんのほうから市税条例82条第1項の公益の部分につきましての質問にお答えいたします。先ほど1点訂正をさせていただきます。市、県等の車両につきましては減免ではなく非課税という形で、私の認識不足でございました。大変申しわけございませんでした。公益として鴻巣市で現在減免しているものは、公益社団法人、社会福祉法人、公益財団法人という形で処理減免を受け付けております。以上でございます。

(委員長) ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長

に一任願います。

それでは、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

あしたは午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後1時55分)